

議案第12号

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例を廃止する条例

新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例（昭和39年条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

8 清掃施設勤務手当	甲 勤務1日につき 820円	衛生センターに勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又はし尿の処理等の作業に従事したもの
	乙 勤務1日につき 720円	清掃センター及び最終処分場に

		勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又は廃棄物の処理等の作業に従事したもの
--	--	--

」を

「

8 清掃施設勤務手当	勤務1日につき 720円	清掃センター及び最終処分場に勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又は廃棄物の処理等の作業に従事したもの
------------	--------------	--

」に

改める。

#### 提案理由

し尿及び浄化槽汚泥の共同処理への移行の完了に伴い、新居浜市衛生センターを廃止するため、本案を提出する。